

内閣府とNPO支援組織との意見交換会要旨

1. 日 時：平成24年9月10日（月）15：30～17：45
2. 場 所：中央合同庁舎第4号館会議室

○冒頭、NPO支援団体より、資料1に基づき、①事業報告書の提出の遅れに関する対応、②登記の遅れ等の法令違反に関する対応等についてについて説明。

〔※資料1の性格について、すべてのNPOに了解をとった若しくは全国のNPO支援センターに了解をとったものでない旨を言及。〕

○続いて、内閣府より、資料2に基づき、「新認定制度の運用に係る課題への対応」について説明。その上で、資料2を内閣府の考えとして所轄庁に示すことについて合意。

その後、意見交換を実施。主な内容は以下の通り。

【NPO支援組織からの主な意見】

- 新たな認定制度における認定手続きが国税庁の時より厳しくなった。また、制度周知も十分進んでいない中で、運用が厳格すぎると実際に認定申請をするNPO法人も大変な面があるのではないかと。
- 認証数が増える中、所轄庁に認定事務が移管されてきたが、人が増やせていない。これが画一的な対応の要因になっているのではないかと。所轄庁の体制強化が課題である。
- 法の遵守を前提とした上で、所轄庁の裁量権をどこまで認めるかという論点がある。所轄庁はこの点について何らかの基準を決めてほしいと思っている。
- 地方ごとのブロック会議に所轄庁だけでなく、NPO支援センター等の参加も認めてほしい。
- 内閣府・所轄庁間のQ&Aは公開できないのか。
- 認定制度の周知だけでなく、情報発信の仕方等についてもサポートしていくことが重要。
- 認定取得にかかるコストに比してメリットが見えないことが申請を阻んでいる。

【内閣府側からの主な意見】

- 柔軟に対応してほしいとのことだが、行政としては、立法の範囲内でしか対応できない。他方、これまでの認定にかかる運用等との継続性という観点もある。これらを念頭に置きつつ、制度・法人の信頼性を損なわない範囲で、通知・Q&Aなどわかりやすさを意識しながら大枠のルール化をしていきたい。
- ブロック会議の幹事は所轄庁なので相談する。
- Q&Aは公表することを想定して作成していなかったが、よくある質問については公表する方向で検討していきたい。

<主な出席者一覧>

○NPO支援組織

市民活動センター神戸代表理事	実吉 威
茨城NPOセンターコモンズ常任理事兼事務局長	横田 能洋
社の伝言板ゆるる代表理事	大久保 朝江
かごしまNPO支援センター理事長	小浜 洋一
シーズ・市民活動を支える制度をつくる会事務局長	池本 桂子
日本NPOセンター 代表理事	早瀬 昇
常務理事兼事務局長	田尻 佳史
企画主任	吉田 健治

○内閣府

大臣官房審議官（経済社会システム担当）	青木 信之
政策統括官（経済社会システム担当）付参事官	岡本 直樹 他

（敬称略）